

報 第 4 6 号

専決処分報告について

(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について)

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年(2021年)11月29日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第 27 号

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市所有の自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年（2021 年）11 月 8 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
新潟県柏崎市三和町 5 番 55 号 新潟県柏崎地域振興局長	柏崎市は、相手方の道路 附属物の被害総額（25,300 円）のうち、10 0 パーセント相当額を損 害賠償額として相手方に 支払うものとする。	円 25,300